

<群馬県からののお知らせ>

東日本大震災により家屋等に被害を受けられた方へ (不動産取得税の軽減のお知らせ)

<要件>

- ① 代替家屋の取得に係る特例
令和8年3月31日までの間に、東日本大震災により滅失又は損壊した家屋(以下「被災家屋」)の所有者等が当該被災家屋に代わるものと認められる家屋(以下「代替家屋」)を取得した場合
- ② 代替土地の取得に係る特例
令和8年3月31日までの間に、被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと認められる土地(以下「代替土地」)を取得した場合

- (注1) 「代わるもの」とは、例えば、居住用の家屋が滅失したため新たに居住用の家屋を取得した場合や、事業用の家屋が滅失したため新たに事業用の家屋を取得した場合等をいいます。
- (注2) 被災家屋又は従前の土地の所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その所有者の相続人が代替家屋又は代替土地を取得したときの不動産取得税も軽減の対象となります。また、被災家屋又は従前の土地の所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が代替家屋又は代替土地を取得したときの不動産取得税も軽減の対象となります。

<税額の計算>

下記により、被災家屋の床面積相当分又は従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じます。

◆ 代替家屋の取得の場合

$$\text{納める額} = \left(\text{代替家屋の評価額} - \text{代替家屋の評価額} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \right) \times \text{税率}$$

※ 土地の取得の場合は、上記の式のうち、「代替家屋」を「代替土地」に、「被災家屋」を「従前の土地」に、「床面積」を「面積」に、それぞれ読み替えます。

※ 代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合、代替土地の面積に対する従前の土地の面積の割合は、それぞれ1を上限とします。

※ なお、代替家屋と代替土地をとともに取得した場合は、それぞれ軽減が適用されます。

<必要書類>

- ① 罹災証明書
- ② 被災家屋又は従前の土地の固定資産評価証明書
- その他(以下の場合には、次の書類が必要です。)
 - ・ 戸籍謄本(被災家屋又は従前の土地の所有者の方がお亡くなりになっている場合)
 - ・ 商業・法人登記事項証明書(被災家屋又は従前の土地の所有者が合併等により消滅した法人である場合)
 - ・ 被災家屋を取り壊さない場合に、その理由がわかるもの

<問い合わせ先>

○ 不動産の所在する地域を所管する行政県税事務所

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
・ 前橋行政県税事務所	027-234-1800	・ 吾妻行政県税事務所	0279-75-3300
・ 渋川行政県税事務所	0279-22-4050	・ 利根沼田行政県税事務所	0278-22-4336
・ 伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	・ 太田行政県税事務所	0276-31-3261
・ 高崎行政県税事務所	027-322-6297	・ 桐生行政県税事務所	0277-53-2113
・ 藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	・ 館林行政県税事務所	0276-72-4461
・ 富岡行政県税事務所	0274-63-2245		